

(令和2年3月発行)

## 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

今号の金融インフォメーションでは、新型コロナウイルス関連の融資支援策等についてご案内させていただきます。表面は国の融資制度、裏面は府・市の制度となります。



### I 日本政策金融公庫等による無利子・無担保融資制度について

この制度は、新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度を併用して、実質的な無利子の融資を行います。  
※両制度とも3年間限定です。4年目から基準金利となります。

#### 【新型コロナウイルス感染症特別貸付】

新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者(フリーランスを含む)に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。

**融資対象** 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
  - a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高
  - b 令和元年12月の売上高
  - c 令和元年10月~12月の売上高平均額

※個人事業主(フリーランス含み、小規模に限る)は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

資金のお使いみち		運 転 資 金	設 備 資 金
融 資 限 度 額 (別枠)	担 保	国民事業6000万円、中小事業3億円	
ご返済期間 (うち据置期間)		15年以内 (5年以内)	20年以内 (5年以内)
金 利		国民生活事業	3,000万円以内の部分 3,000万円を超える部分
		中小企業事業	1億円以内の部分 1億円を超える部分
			当初3年間:基準利率-0.9% 3年経過後:基準利率
			当初3年間:基準利率-0.9% 3年経過後:基準利率

#### 【特別利子補給制度】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が 固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

**適用対象** 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主(フリーランス含み、小規模に限る):要件なし ②小規模事業者(法人事業者):売上高▲15%減少 ③中小企業者(上記①②を除く事業者):売上高▲20%減少
- ※小規模要件/製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下 卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

**利子補給** ◎期間:借入後当初3年間 ◎補給対象上限:国民事業3000万円、中小事業1億円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

お問合せ先 / 日本政策金融公庫 舞鶴支店 国民生活事業 ☎0773-75-2211 日本政策金融公庫 京都支店 中小企業事業 ☎075-221-7825

### II マル経融資の金利引き下げ (新型コロナウイルス対策マル経)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置  
新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げられます。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長します。

- ご利用いただける方** 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方
- 資金の使いみち** 運転資金、設備資金
- 融資限度額** 別枠1,000万円
- 金 利** 経営改善利率1.21%(令和2年3月10日時点)より当初3年間、▲0.9%引下げ

お申込み先 / 京丹後市商工会 貸出機関 / 日本政策金融公庫舞鶴支店

### III 【新型コロナ感染症にかかる衛生環境激変対策特別貸付】

新型コロナ感染症にかかる衛生環境激変対策特別貸付とは？

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた旅館業・飲食店営業及び喫茶店営業を営む方を対象とした特別貸付制度。

**ご利用いただける方** 新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近1ヵ月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

**資金の使いみち** 一時的な業況悪化により支障をきたしている生活衛生関係事業者の経営を安定させるために必要な運転資金。

**融資限度額** 【旅館業】別枠3,000万円 【飲食店営業及び喫茶店営業】別枠1,000万円

**金 利** 基準金利:2.16% ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利-0.9%

※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

お問い合わせ先 / 日本政策金融公庫舞鶴支店 国民生活事業 ☎0773-75-2211

協働・共感で響きあう まちづくりをLEADする

## 京丹後市商工会

〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1 TEL.0772-62-0342 FAX.0772-62-3553

大宮支所/TEL.68-0038 網野支所/TEL.72-1863 丹後支所/TEL.75-2222 弥栄支所/TEL.65-3137 久美浜支所/TEL.82-0155

http://kyotango.kyoto-fsci.or.jp ☒kyotango-sci@kyoto-fsci.or.jp

(令和2年3月発行)



## Ⅳ 新型コロナウイルス対応緊急資金及び災害対策緊急資金(セーフティネット4号)

京都府では、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、売上げが減少する等、業況が悪化している中小企業者等の皆様を支援するため、融資制度を実施しております。

3月2日に、京都府全域が国の指定するセーフティネット保証4号(自然災害等)に指定されたことを受け、対象となる方には通常の保証枠2億8000万円とは別枠で、新たに2億8000万円の保証枠が付与されました。新たに付与された保証枠に対しては、先に創設した「新型コロナウイルス対応緊急資金」(利率年1.2%)より低い「災害対策緊急資金」(利率年0.9%)が適用されます。

### 【新型コロナウイルス対応緊急資金】

- 融資対象となる方**
- ◆京都府内に事業所又は営業所があり、府内で6ヶ月以上継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、経営状況が悪化している方
  - ◆①直近1ヶ月間の売上高等が前年同期に比べ10%以上減少している方または
  - ②直近1ヶ月間の原材料費等が前年同期に比べ10%以上高騰しており、かつ、経営状況が悪化している方

- 《中小企業者》**
- 法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業
  - 個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方

- 《組 合》** 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等

- 《特定非営利活動法人》** 府内に事務所を有する特定非営利活動法人 ※京都府税・京都市税(京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ)の滞納がないこと

資金用途融資期間等	運転資金	設備資金
ご融資額	2億円(有担保)	8,000万円(無担保)
	<small>(ただし、保証協会の普通保証の利用可能額の範囲内セーフティネット保証を利用する場合は別枠での利用可)</small>	
ご返済期間	10年以内	
	<small>(原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可)</small>	
利 率	年1.2%(固定金利) <セーフティネット保証4号分は年0.9%(固定金利)>	
信用保証率	年0.45%~1.7% <セーフティネット保証4号分は0.9%(一律)>	
担保・保証人	保証協会の信用保証が必要 <原則、法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要>	

#### 受付機関

- ▶京都府・京都市制度融資取扱金融機関  
京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北部信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫

#### 実施期間(予定)

- ▶新型コロナウイルス対応緊急資金 令和2年2月6日から令和2年9月30日  
(※設備資金は令和2年3月2日から)
- ▶災害対策緊急資金(セーフティネット4号) 令和2年2月18日~令和2年6月1日  
※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

### 【セーフティネット保証4号の適用】

- 適用地域** 京都府内の全市町村
- 適用期間** 令和2年2月18日~令和2年6月1日
- 対象要件** 以下の要件のいずれも満たすことについて、市町村長の認定を受けた中小企業者等
  - ①適用地域内において、1年以上継続して事業を行っていること。
  - ②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- 融資限度額** 普通保証と別枠を合わせ、有担保4億円、無担保1億6千万円

セーフティネット保証認定の詳細について / 事業所所在地の市町村の窓口 申込受付について / 京都府制度融資取扱金融機関

## Ⅴ 京丹後市信用保証料補助制度のご案内

京丹後市信用保証料補助制度は、市内の中小企業者の方が、経営安定のため事業資金を京都信用保証協会の保証を得て借り入れた場合に、支払った保証料の一部を予算の範囲内で補助する制度です。

#### 対象となる中小企業者の方

- 下記のすべてに該当する商工業者等
- ①市内で事業を行い、かつ市内に住所を有する個人事業者または市内に所在地を有する法人事業者であること
  - ②現に事業を営んでいること
  - ③市税等(市税、延滞金及び督促手数料)の滞納がないこと

#### 対象となる保証料

- 下記融資制度を利用して借入をされた際に支払った保証料。
- ①京都府中小企業融資制度 ②京丹後市商工業振興融資制度

#### 補助金額

右表のとおり。ただし、予算との関係から、これを下回ったり交付されない場合があります。

#### 補助金の上限

1事業者1年度あたり40万円

#### 申請方法

「京丹後市信用保証料補助金交付申請書」に必要事項を記入・押印し、借入先金融機関の証明を受けた上で、商工振興課(網野庁舎)または各市民局まで提出。

#### 申請期限

借入年度の年度末(3月末)

#### 補助金額の概要

借入保証額(借換資金を除く)	補助金額(平成31年度特例)
100万円以内	保証料(借換資金相当分を除く)の80%
100万円を超え、300万円以内	保証料(借換資金相当分を除く)の70%
300万円を超え、500万円以内	保証料(借換資金相当分を除く)の65%
500万円を超え、700万円以内	保証料(借換資金相当分を除く)の60%
700万円を超え、1,000万円以内	保証料(借換資金相当分を除く)の55%
1,000万円を超え、2,000万円以内	保証料(借換資金相当分を除く)の40%
2,000万円超過	保証額2,000万円相当分(借換資金相当分を除く)の保証料の30%

京都府中小企業支援融資制度(一般資金)または京丹後市商工業振興融資制度による融資を受け信用保証料を支払った場合は、上記の特例補助率に対し5%上乗せした補助率を適用。(平成31年度特例)設備資金として融資を受け信用保証料を支払った場合は、設備資金相当分について上記の特例補助率に対し5%上乗せした補助率を適用。(平成31年度特例)

※上記1.と2.は併用可(最大10%の上乗せ)

(注意)保証料補助金を受けた融資を繰上償還し保証料の還付を受けた場合は、還付を受けた保証料額に上記の率を適用させた金額を市に返還(借換による場合を除く)。

お問い合わせ先 / 京丹後市商工観光部 商工振興課 ☎0772-69-0440

〒629-3101 京都府京丹後市網野町網野385番地の1(ら・ぼーと) FAX0772-72-2030

協働・共感で響きあう まちづくりをLEADする

# 京丹後市商工会

〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1 TEL.0772-62-0342 FAX.0772-62-3553

大宮支所/TEL.68-0038 網野支所/TEL.72-1863 丹後支所/TEL.75-2222 弥栄支所/TEL.65-3137 久美浜支所/TEL.82-0155

http://kyotango.kyoto-fsci.or.jp ☒kyotango-sci@kyoto-fsci.or.jp